

パートナーシップ活動助成についての Q & A

申請の前に

- Q1 活動は神戸市内で行いますが、団体事務所は市外にあります。申請できますか？
- A1 団体の所在地が市外であっても、支部などの活動拠点が神戸市内にあれば対象団体となります。申請時には、活動拠点の連絡先もお知らせください。
- Q2 平成 19 年 11 月 1 日以前に開始した活動は、なぜ対象にならないのですか？
- A2 パートナーシップ活動助成は、初動期の立ち上げ支援のための助成として、活動開始から 3 年以内のものを対象としています。それ以前から継続している活動は、この助成金を頼らず、資金的にも自立を目指していただきたいと考えています。
- Q3 私達の団体は、設立 10 年になりますが、対象団体になりますか？
- A3 年数は、提案される活動のそのものに着目しますので、団体の設立年数は関係ありません。提案された活動が、平成 22 年 1 月 1 日現在で、活動開始から 3 年以内であれば対象となります。

対象活動について

- Q4 対象となる活動は？
- A4 地域課題や社会課題を具体的に解決していく活動で、活動の内容が各区の区域にとどまらないものとしします。例えば、全市的な活動や、特定の区域に限定されないもの、区域をまたがるものなどが対象となります。（単一の区内での活動は、各区で地域提案型活動助成の制度があります。）ただし、平成 22 年度と平成 23 年度の 2 か年にわたって神戸市内で行われる活動に限ります。また、平成 22 年 1 月 1 日現在、活動開始後 3 年以内の初動期の活動に限ります。（3 ページ「1-2.対象活動」を参照）
- Q5 市内と市外の両方で活動したいのですが、その場合は対象になりますか？
- A5 助成の対象活動としては神戸市内で行われるものに限ります。市内での活動について申請してください。なお、単に国外や市外の他地域を支援するための活動として市内で行われるものは対象外となります。
- Q6 単発のイベントを行いたいのですが、対象活動になりますか？
- A6 イベントそのものは対象外ではありませんが、審査項目として、活動の「将来性」や地域への「効果」が得られることが求められています。（12 ページ「4-1.審査の方法」を参照）
- Q7 平成 23 年 3 月で活動が終了しますが、対象になりますか？
- A7 平成 22 年度だけの活動は対象外となります。平成 22 年 11 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの活動で 2 か年（年度）以上にわたって活動するものが対象です。
- Q8 参加費やサービスの対価をもらうなど、有料で行う活動は対象になりますか？
- A8 対象となります。むしろ活動を継続させて自立を目指すためにも、積極的に有料で行い、自己資金として活用してください。協賛金や寄付金などの資金調達も積極的に行ってください。

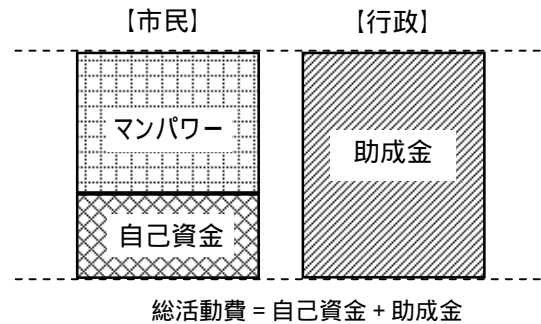
助成金について

Q9 助成金額に限度はありますか？

A9 助成対象経費の合計範囲内で、マッチングファンド方式により計算された「助成金限度額」または100万円の、いずれか小さい額が上限額になります。

自己資金の他に、ボランティアスタッフのマンパワーを金銭換算し、それらの合計額と同額を限度として助成します（補助率1/2）。

（4ページ「マッチングファンド方式とは」、7ページ「助成金限度額の計算方法」を参照）



Q10 人件費を払っている有償スタッフもボランティアスタッフに該当すると思いますが？

A10 助成金限度額として換算できる「マンパワー」には、無報酬で参画するボランティアスタッフの活動時間のみを対象とします。団体において、活動する上では同じ「ボランティアスタッフ」と位置づけていても、有償で従事するスタッフと、無報酬のスタッフとは区別してください。なお、有償スタッフの人件費には助成金を充当することはできません。自己資金を充当してください。

Q11 参加者のお弁当代に助成金を使うことができますか？

A11 対象期間内に行われる活動に必要な経費（例えば、資材の購入費や印刷費用、消耗品など）が対象となりますが、飲食費、交際費などに助成金を使うことはできません。（4ページ「1-5.対象経費 <助成対象外経費>」を参照）

Q12 助成金はいつ支払いされますか？

A12 原則として活動終了後に提出される完了報告書に基づき（領収書の精査後に）支払われます。なお、必要経費の立替払い等により資金が不足する場合は、活動終了前であっても、助成金交付予定額の一部を支払う制度がありますのでご相談ください。

Q13 他の助成金にも申請中ですが、両方採択された場合、併用できますか？

A13 民間の助成金については、自己資金として活用していただいて構いません。ただし、他の公的団体（県・国等）からの助成金とは併用できません。他の助成制度へ申請中のものについては、結果次第で資金計画などに変更が出るとお考えいただけますので、事前にご相談ください。なお、神戸市（区）または神戸市外郭団体による他の支援制度で実現できる活動は、当助成では対象外となり併用できません。そちらの支援制度をご活用ください。

その他

Q14 協働する担当課は必要ですか？

A14 申請時点において、必ずしも担当課が決まっている必要はありませんが、活動の上では必ず協働のパートナーとなる担当課が必要です。また、採択後、協働と参画のプラットフォームが、活動を進めるためのコーディネートを行っていきます。